



## ◆保育所

保護者の就労、病気療養、家族の介護や出産など、なんらかの理由で児童の保育ができないとき保護者に代わって保育をする施設です。

そのため「集団生活をさせたい」「友達をつくりたい」などの理由では入所できません。

## ◆認定こども園

教育・保育を一体的に行なう施設で、保育施設と幼稚園の機能を併せ持つところです。

保育部門で利用している保護者が、利用がなくなっても、教育部門（幼稚園）での利用に切り替えることで、施設が変わることなく利用できることも大きな特徴です※定員等による

保育部門で利用希望される方は子育て支援課での申し込みとなります。教育部門（幼稚園）で利用を希望される方は、各認定こども園へ直接お申し込みください。

## ◆地域型保育事業所

合志市には、地域型保育（小規模保育・家庭的保育）があります。

対象児童は2歳まで（年度途中で3歳になった児童は年度末まで可）です。

地域型保育事業所は小規模で行なうため、保育者が児童一人ひとりと接する機会が多く、より家庭に近い環境で子どもの成長を見守ります。

### ▼保育所と地域型保育事業所の基準

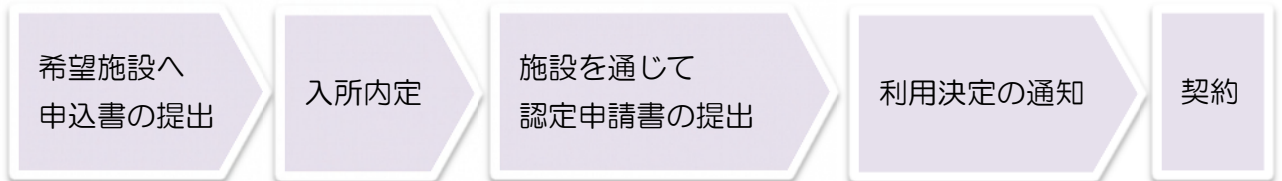
施設区分	職員		設備・面積
	人数	資格等	
保育所	0歳児3人に対し1名 1・2歳児6人に対し1名	保育士	0～1歳 乳児室1.65㎡/人 ほふく室3.3㎡/人 2歳以上 保育室等1.98㎡/人
小規模保育	A型	保育所の配置基準+1名	0～1歳 3.3㎡/人 2歳 1.98㎡/人
	B型	保育所の配置基準+1名	
	C型	0～2歳児3人に対し1名 ※補助者を置く場合、5人に対し2名	子育て支援員
家庭的保育	0～2歳児3人に対し1名 ※補助者を置く場合、5人に対し2名	子育て支援員	

## 入所決定までの流れ

- ◆ 保育所・地域型保育事業所  
認定こども園（保育部門） } を利用する場合（2・3号）※次のページもご覧ください。



- ◆ 幼稚園（新制度移行園）  
認定こども園（教育部門） } を利用する場合（1号）



## 認定区分について

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（新制度移行園に限る）を利用される方は、申し込みにあわせて『利用のための認定』を受ける必要があります。

### ◆ 1号認定（教育認定）

満3歳以上で、幼稚園等の教育施設を希望される場合  
利用可能施設：幼稚園（新制度移行園）・認定こども園（教育部門）

### ◆ 2号認定（保育認定）

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望される場合  
利用可能施設：保育所・認定こども園（保育部門）

### ◆ 3号認定（保育認定）

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望される場合  
利用可能施設：保育所・認定こども園（保育部門）・地域型保育事業所



## 教育・保育施設の利用可能時間について

認定区分に応じて、次のいずれかの時間に施設を利用できます。

認定区分		利用可能時間
1号（教育標準時間）		おおむね4時間（施設によって異なります）
2号・3号	保育標準時間	7時～18時（最長11時間）
	保育短時間	8時30分～16時30分（最長8時間）

※産前・産後休暇を除く、育児休暇及び求職活動の要件で保育施設に入所している場合は「保育短時間」となります。

## 申し込みの受付期間について

※2号・3号認定の案内となります。  
(1号認定については各施設へ直接お尋ねください。)

### 1 次募集 (4月入所希望者)

《11月中旬～12月上旬頃》

申込書提出

- 入所のでびきと新規入所申込書等を受取り、提出してください。

配付場所	子育て支援課 西合志総合窓口課、泉ヶ丘支所、須屋支所 ※1次募集受付期間後は子育て支援課のみとなります
提出場所	子育て支援課

《1次募集締切～1月上旬》

審査・利用調整

- 審査は合志市の保育実施基準に基づいて行ないます。

《1月中旬頃》

保留の場合

入所できる施設がないため「保留通知」を送付します。  
保留の方は、その年度中においては自動的に次回以降の  
審査対象になります。希望施設の変更をされる方は「希  
望変更届」を提出してください。(P9を参照)

《1月中旬頃》

内定・決定の場合

入所決定の方には「入所承諾書」、  
内定の方には「内定通知」を送付します。  
各施設には保護者の連絡先を伝えます  
ので、連絡をお待ちください。

### 2 次募集 (4月入所希望者)

《1月下旬～2月上旬頃》

申込書提出

- 配布場所および提出場所は子育て支援課のみとなります。

《2次募集締切～2月上旬》

審査・利用調整

- 審査は合志市の保育実施基準に基づいて行います。

《2月下旬頃》

保留の場合

入所できる施設がないため「保留通知」を送付します。  
保留の方は、その年度中においては自動的に次回以降の  
審査対象になります。希望施設の変更をされる方は「希  
望変更届」を提出してください。(P9を参照)

《2月下旬頃》

内定・決定の場合

入所決定の方には「入所承諾書」、  
内定の方には「内定通知」を送付します。  
各施設には保護者の連絡先を伝えます  
ので、連絡をお待ちください。

**随時募集** ※入所希望月によって、受付期間が異なります。

《3月～翌年度の11月末》

申込書提出

- 配布場所および提出場所は子育て支援課のみとなります。

受付期間については下記の表をご参照ください。また、締め切りは毎月末日（閉庁日の場合はその前の閉庁日）とし、提出された翌月より審査を行います。

《毎月初旬》※審査は12月まで

審査・利用調整

- 審査は合志市の保育実施基準に基づいて行います。

《毎月中旬頃》

保留の場合

入所できる施設がないため「保留通知」を送付します。  
保留の方は、その年度中においては自動的に次回以降の審査対象になります。希望施設の変更をされる方は「希望変更届」を提出してください。（P9を参照）

《毎月中旬頃》

内定・決定の場合

入所決定の方には「入所承諾書」、内定の方には「内定通知」を送付します。各施設には保護者の連絡先を伝えますので、連絡をお待ちください。

▼入所希望月の受付期間

入所希望月	申込書受付期間の (持参の場合は土日・祝日を除く)
5月	3月1日 ~ 3月31日
6月	3月1日 ~ 4月30日
7月	4月1日 ~ 5月31日
8月	5月1日 ~ 6月30日
9月	6月1日 ~ 7月31日
10月	7月1日 ~ 8月31日
11月	8月1日 ~ 9月30日
12月	9月1日 ~ 10月31日
1月	10月1日 ~ 11月30日
2月	11月1日 ~ 11月30日
3月	11月1日 ~ 11月30日



## 申し込みの要件

### 1. 合志市民であること

転入予定でも申し込むことができます。ただし、申込時に転入予定が分かる書類の添付が必要です。また、入所決定月の前月までに合志市に住民登録をしていなければ入所できません。

### 2. 保護者が、日中に児童を保育できないこと

保護者が、次の①～⑩に挙げる理由で、児童を保育できないことを証明する必要があります。

- ① 就労(\*1)をしている場合
- ② 大学や職業訓練校などの学校(\*1)に通っている場合
- ③ 出産予定の場合（出産予定月及び前後2ヶ月の最長5ヶ月間）
- ④ 病気やケガ、心身に障がい(\*2)がある場合
- ⑤ 親族の看護・介護をする場合
- ⑥ 災害復旧にあたる場合
- ⑦ 求職活動を行なう場合(\*3)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育休中に既に保育施設を利用している児童がおり、継続利用が必要である場合（原則最長1年まで）
- ⑩ そのほか、市長が①～⑨に類する状態と認める場合

\*1 「就労をしている」「学校に通っている」とは、1ヶ月あたり、**64時間以上**就労もしくは同程度就学している状態をいいます。

月64時間以上就労していない場合や職種・就労時間に相応しない収入と判断された場合は要件として認められません。

\*2 病気・ケガ・障がいの場合でも、就労と同程度の要件が必要です。また、入所後も随時、状況を確認します。

\*3 求職活動で申し込みした場合は、入所日から3ヶ月以内に就労を開始する必要があります。3ヶ月以内に就労の開始がない場合は退所となります。（延長はできません）

### 3. 原則、全ての未就学児童が申し込みをすること

ただし、次の①～④の理由であれば申し込み不要となる場合があります。

- ① 幼稚園等に通園する場合
- ② 病気やケガで入院している場合
- ③ 病気やケガで通院しているが、通院回数が多く保育施設に通所できない場合
- ④ 認可保育施設以外の児童福祉施設や、勤務先の託児所等に入所している場合



## 必要書類

次の書類が必要です。すべての書類が揃わないと申し込みできません。

### 1.すべての申請者に共通する書類

1	新規入所申込書(認定申請書)	申し込み児童1人につき1枚必要です
2	家庭状況調査書	世帯につき1枚で構いません。
3	保育施設入所確認書	
4	個人番号(マイナンバー)届出書	
5	継続入所確認書	4月の入所申込書と前年度1～3月の入所申込書を1次審査または2次審査の際に同時に提出する場合

### 2.保護者の保育の必要性を証明する書類

父母それぞれの書類が必要です。また、世帯につき1枚で構いません。

保護者の要件		提出書類	説明
就 労	就労中 就労予定	会社員 など	・就労(予定)証明書
		自営業	・就労(予定)証明書 ・確定申告書又は開業届の写し
		内職	・就労(予定)証明書 ※雇用先で証明できない場合、就労を証する書類及び収入額が確認できる書類
求職中	・就労(予定)証明書	入所後3ヶ月以内に就労(予定)証明書の提出がない場合は退所となります	
就学	学校・職業訓練に通学中(予定)	・在学証明書 ※予定の場合は合格通知 ・時間割	在学の期間・1ヶ月間の就学日数・時間の分かるものがが必要です
病 気 等	本人の病気・ケガ	・診断書または障がい者手帳 ・申立書(病気・ケガ・介護用)	子どもの保育ができない旨がわかる記述が必要です
	病人の看護・介護	・診断書または障がい者手帳 ・申立書(病気・ケガ・介護用)	看護・介護の頻度等を詳しくご記入ください
出 産	出産前後 (最長5ヶ月間)	・母子手帳の写し	申込時に母子手帳をお持ちください 表紙等をコピーします (入所期間は、出産予定月及び前後2ヶ月を基本として最長5ヶ月間です)

### 3.申請児童以外に未就学のきょうだいがいる場合

家庭保育をしている場合は入所申込できません。

きょうだいの状況	必要書類
幼稚園や認可外保育園に通園する	在籍(予定)証明書
病気等により入所できない	診断書または障がい者手帳

## 4.その他必要に応じて提出する書類

下記に該当する方は、前ページの申請書類と併せてご提出ください。

要 件	必 要 書 類
転入予定で入所申込をする	工事請負契約書・建築証明書・賃貸借契約書 等
児童本人または世帯員が障がい者手帳を持っている	障がい者手帳・特別児童扶養手当受給者証 等
父母のいずれかが、単身赴任等により合志市外または海外に住所をおいている	該当年度の課税証明書・給与証明書 等

## 就労開始日とならし保育について



### 就労開始（復帰）に伴う入所について

保護者の育児休業からの復帰など、就労開始日に合わせて、次のとおり申し込みができます。

就労開始日	入所可能月
就労開始月の 1日～14日までに就労開始	その前月から
就労開始月の 15日～月末までに就労開始	その当月から



### ならし保育について

入所当初から慣れない環境で一日生活することは、児童にとって大変な負担となります。児童の負担を軽減するために、保育施設との話し合いによって、保育時間を徐々に伸ばし、施設での生活に慣らしていきます。

また、ならし保育は入所日（原則、毎月1日）から始まります。期間は児童の状況により異なりますが、通常1週間から2週間程度です。ならし保育の期間中はお迎えが早くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、ならし保育期間であっても、通常の保育料を納付していただきます。

## 注意事項



### 1.入所希望施設について

希望順位が入所審査時の優先度に影響することはありません。また、自宅近くの施設への優先や、保護者の個人的な理由（車の運転ができない等）を考慮することはありません。

### 2.入所希望期間について

毎月1日から末日まで月単位での利用契約となるため、月途中で施設を利用開始又は退所される場合でも1ヶ月分の保育料が発生します。

### 3.再度申し込みが必要となる事例について

◎『出産』の要件で入所された場合、利用期間満了で退所となり、延長はできません。  
その後、『就労』の要件で入所を希望する場合は、再度申し込みが必要となります。

◎年度途中で転園を希望する場合も、一旦退所してからの申し込みとなるため、認可保育施設を利用できない期間があります。

## 広域入所 ※市内保育施設との重複申し込みはできません。

下記に該当する場合に限り、市外認可保育施設への申し込みが認められます。

要 件	
1	父母いずれかの就労先の自治体である
2	里帰り出産先の自治体である
3	父母の実家がある自治体である
4	市外保育施設に在籍中だが卒園まで半年以内である
5	市外保育施設に従業員枠で入所可能である

#### 【注意事項】

◎申し込み先は合志市ですが、審査は希望先自治体にて行われます。

◎広域入所は一度きりの審査となるため、「不承諾」となった場合の継続審査はありません。  
再度申し込みを希望する場合は、必要書類も全て再提出していただく必要があります。

◎希望先の自治体によっては、申し込み条件として取り扱われていない場合がありますので、必ず事前にご確認ください。

（広域入所申込を受け付けていない自治体や公立保育施設への申込を受け付けていない自治体もあります。）

◎『求職活動中』では申し込みできません。



### 審査について

提出書類の内容に基づき、保育施設に預ける要件を満たしているかを審査します。  
また、あわせて「合志市保育所等保育実施基準表」に基づき、保育の必要性を指数化し、優先度が高い児童から順に入所の調整を行ないます。  
調整を行なう順に希望施設を確認し、空席だった場合にのみ入所決定をするため、希望された施設が定員を満たし入所できない場合は保留となります。

※空席がある施設の中で、希望順位の高い施設に決定します。そのため希望施設を選択する際は慎重にお願いします。(決定内容が不服の場合は入所を辞退していただきます。)

### 保留について

審査の結果、入所要件を満たしていますが、希望するすべての保育施設に入所することができない状態です。  
年度中は毎月継続して審査を行ないますので、希望保育施設及び申込要件の変更がある場合は受付期間中に連絡してください。変更内容によっては書類の提出が必要な場合もあります。

### 出産予定について

保留中の方も、出産予定月の2ヶ月以内に保育施設の入所が決定した場合は通常の申込から出産短期の申込に変更されます。

産前2ヶ月・産後2ヶ月の最大5ヶ月間の入所となり、入所延長はできません。

その後、『就労』の要件で入所を希望される場合は、生まれたお子さんもあわせて再度、申込をする必要があります。

保留中に妊娠が判明した場合は、子育て支援課に届出をしてください。

### 辞退について

入所の申し込みを辞退される場合、または入所決定した施設を辞退される場合はお早めにお申し出ください。なお、入所承諾後に辞退された場合は保育料の請求を行う場合があります。辞退後、同じ年度内に再度申し込みを希望する場合は、申請書類も全て再提出が必要です。

※再度申込の場合は審査の際に、減点となります。(P10参照)



# 合志市保育所等保育実施基準表

## [基本指数]

類型	細目	適用	申請書添付書類	入所要否	指数	見直し時期	
居宅内・居宅外労働	月170時間 (目安:1日8時間30分以上、月20日以上)	【外勤】 ・事務所等に常時雇用されている者 ・時給、日雇などの雇用形態の者、及びその他就労者  【自営業】 ・親族の経営する会社等で就労している者 ・農林漁業を営む者  【内職】 ・在宅での仕事等に従事する者  ※全てに共通し、月64時間以上就労していない場合や 職種・就労時間に相応しない収入と判断された場合は 入所不可	【外勤】 就労証明書  【自営業】 ・就労証明書 ・確定申告書又は開業届の写し  【内職】 ・就労証明書 ※雇用先で証明できない場合、 就労を証する書類及び収入額 が確認できる書類	要	12 [8] (7)	<b>注1</b> 1年以内 (必要に応じて随時)	
	月140時間 (目安:1日7時間以上、 月20日以上)				10 [7] (6)		
	月120時間 (目安:1日6時間以上、 月20日以上)				8 [6] (5)		
	月112時間 (目安:1日7時間以上、 月16日以上)				7 [6] (5)		
	月100時間 (目安:1日5時間以上、 月20日以上)				6 [5] (4)		
	月80時間 (目安:1日5時間以上、 月16日以上)				5 [4] (3)		
	その他				4 [3] (3)		
母親の出産等		出産予定月の前後2ヶ月ずつ(最大5ヶ月間、延長不可)	母子手帳の写し	要	8	なし	
保護者の疾病等	疾病入院	おおむね1ヶ月以上入院	診断書(保育不可と明記されているもの)、及び申立書	要	12	<b>注2</b> 6ヶ月以内	
	居宅内療養	常時臥床			おおむね1ヶ月以上常時臥床		12
		感染性・精神性疾患			長期安静加療を要する者		7
		一般療養			おおむね1ヶ月以上安静を要する者		6
	障がいの場合	1級・2級(A1・A2)	身体障害者手帳・療育手帳所持者及び同程度と判断できる者	身体障害者手帳、療育手帳 又は診断書、及び申立書	12		
		3級(B1)			7		
4級以下		否					
病人の看護等	寝たきり者の看(介)護	常時臥床している者の看護・介護に当たる者	身体障害者手帳、療育手帳 又は診断書、及び申立書	要・否	12		
	心身障がい者看(介)護	心身障がいの看護・介護に常時に当たる者			10		
	入院付添	おおむね1ヶ月以上安静を要する者の付添に常時当たる者			10		
	居宅内看(介)護	長期居宅療養等の看護・介護に当たっている者			6		
	別居の者の看(介)護	別居の親族等の看護・介護に当たっている者			6		
災害復旧		天災等による災害の復旧に当たる場合	申立書	要	12		
就労先未定		求職のため日中外出を状態とする者 (入所後3ヶ月以内に就労証明が提出できない場合は退所)	入所後3ヶ月以内に 就労(予定)証明書	要	0	3ヶ月以内	
就学・技能習得		就学・技能習得のために日中保育できない場合	在学証明書・時間割	要	<b>注3</b>	就学期間後3ヶ月以内	
その他		保育に欠けると判断できる場合	内容を証する書類	要・否	<b>注2</b>	必要に応じて随時	
その他	双子以上および多子世帯	『双子以上の多子』もしくは『未就学児童を3人以上』を新規申し込みする場合		要	+5	点数を加除します	
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯もしくはそれに準ずる世帯(別居かつ離婚調停中等)	<b>注2</b>	要	+14		
	保育所等での勤務	市内教育・認可保育施設に従事し、誓約書兼証明書を提出した場合		要	+40		
	保育料の滞納	正当な理由なく保育料の滞納がある場合	<b>注4</b>	要	-4		
	未転入	未転入で住民票がなく、転入を証明する書類がない場合		要	-6		
	入所辞退者	当該年度中に市内認可保育施設を辞退した者が当該年度中に再度申込みをした場合		要	-12		
	児童の状況	児童の状況	兄弟姉妹が既に市内認可保育所等に通園している場合、かつ、同じ施設のみを希望する場合		要		+10
地域型保育事業所を卒園する児童			<b>注5</b>	要	+10		
		児童福祉法26条第1項第4号に定める、児童相談所長の措置、及び、虐待・DV・育児放棄・親のいない児童、離婚直後で児童の状況および経済的自立が困難と想定されるケース		要	+40		

**注1** : 提出時において、就労予定・就労直後は( )内の指数、就労直後で実績が1~2ヶ月は[ ]内の指数とします。ただし、育休復帰予定は就労中とみなします。

**注2** : 提出書類に基づき聞き取りを行ない、指数を決定します。

**注3** : 就学・技能習得の場合は、外勤の指数に準じます。

**注4** : 申し込み児童の世帯について、保育料の滞納がある場合、減点を行いません。さらに、きょうだい入所申し込みの場合の加点は行いません。

**注5** : 地域型保育事業所卒園児の転園希望は、加出し通常審査を行いません。

備考 : 提出書類の内容によっては、異なる指数を付ける場合があります。

内定後に保護者の状況が変化し、指数に変更があった場合は、内定や入所を取り消すことがあります。

## [補助指数]

※基準指数での審査の結果、同じ点数となった場合、補助指数にて優先順を決定します。

事項	適用	指数
ひとり親世帯	母子・父子世帯、又はこれに準ずる世帯で市内に祖父母がいない場合	+3
家庭の経済的困窮	保育料階層が生活保護適用世帯の場合又は住民税非課税の世帯の場合	+2
	保育料階層が住民税均等割課税のみの世帯の場合	+1
就労状況等	父母の保育の要件が就労の場合で、父母の基本指数がともに10点以上の場合	+1
	単身赴任の場合(市内に単身赴任者の住民票がない場合、かつ、就労証明書等で勤務地の確認ができる場合)	+2
祖父母等の状況	父方の祖父母が県外にいる場合又はそれに準じる場合(どちらか一方が25Km以内にいる場合、および、ひとり親世帯を除く)	+1
	母方の祖父母が県外にいる場合又はそれに準じる場合(どちらか一方が25Km以内にいる場合、および、ひとり親世帯を除く)	+1
児童の状況	就労中または就労予定(求職中は不可)、認可外保育所に通っている児童	+4

注意事項: 希望児童の兄弟姉妹が在園児である場合は優先的に入所を決定いたしますが、待機児童のいる保育施設の場合は入所できない場合があります。

## 内定・入所してから

「利用契約決定通知書」を入所月の前月下旬頃に送付します。入所期間・入所施設・保育料など重要なお知らせが記載されているため、必ず内容を確認してください。

## 保育要件に変更がある場合

内定・入所後に、届出している要件から変更があった場合は**必ずお手続きが必要です**。

- (例)
- ・仕事を退職・転職した場合
  - ・勤務先や就労形態が変わった場合
  - ・長期的に休職する場合（産前・産後・育休・病気による入院等）
  - ・保護者に変更があった場合（離婚や別居等）
- など

変更の内容によっては、内定取消や退所になる場合があります。  
また、要件変更の事実を隠して入所継続した場合も、発覚した月の月末にて退所となります。

## 退所について

退所を希望される方は子育て支援課に『退所届』を提出してください。  
保育施設は退所届を提出した日の月末まで利用できます。  
合志市外へ転出した場合は、転出月の月末で退所となります。また、1ヶ月間、保育施設の利用がなかった場合は、利用がなかった月の月末で退所となります。  
なお、月の途中で退所される場合であっても、1ヶ月分の保育料が必要となります。

## 出産に伴い休業・退職する場合の特例入所

保育に欠ける要件を満たさなくなるため、本来であればすでに入所している児童は退所となりますが、**特例の要件を満たす場合は、最長1年間の継続入所を認めています**。

特例で入所するには子育て支援課に書類を提出する必要がありますので、**必ず事前に子育て支援課までご相談ください**。

※『出産』の要件で入所している児童については対象外です。



## きょうだい入所

下記に該当する児童が、既に認可保育施設へ入所しているきょうだいと同じ施設を希望する場合のみ、加点をつけて入所審査を行いません。※定員により保留となる場合があります。

要 件	
1	出生した児童 ※条件があります※ ①出生月から1年以内に就労開始（職場復帰）をすること ②入所月の前月までに就労開始日（復帰日）が明記された就労証明書を提出すること。就労開始日についてはP7と同様の取り扱いです。
2	認可外や幼稚園等に通所している児童

# 利用者負担額について

## 1. 算定について

保育料は保護者の住民税課税状況に基づき算定しています。

税額の決定は各自治体の税務課で行なわれます。住民税については各課税年度の1月1日に住民登録していた自治体で課税されているため、ご不明な点は直接おたずねください。

### 【児童の年齢について】

保育料は、入所月に関わらず、入所年度の4月1日が年齢基準日となります。

### 【祖父母について】

通常は児童の父母のみで算定しますが、祖父母等も対象として決定する場合があります。

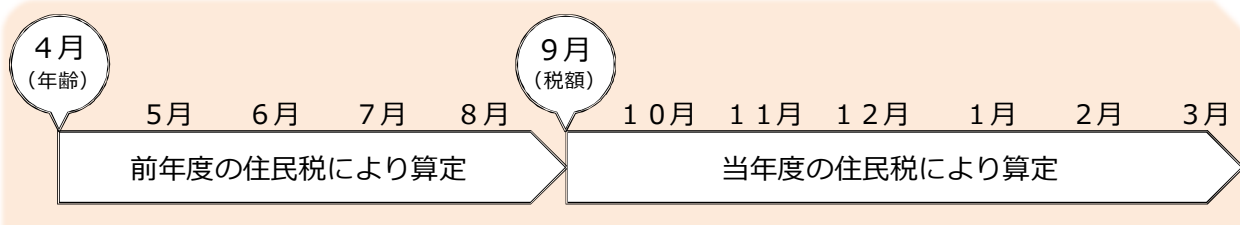
- ・ 児童の扶養を、父母ではなく祖父母が行なっている場合
- ・ 祖父母の収入により、児童世帯の生計が成り立っている場合 等

## 2. 仮算定について

不足書類などがある場合、基準額表の最高階層での仮算定および請求となります。提出後は当初の算定月に遡って算定しますが、未納の場合は滞納扱いとなります。

## 3. 切り替え時期について

4月～8月は前年度の課税額、9月～3月は当年度の課税額に基づいて算定されます。そのため、年度当初（4月）に年齢による負担額の変更を行い、年度途中（9月）に基準となる住民税額の対象年度更新による変更が行われます。



## 4. 利用者負担額の変更について

下記の場合は利用者負担額が変更となる場合がありますので、必ずお申し出ください。

	要件	備考
1	保育必要量（標準/短時間）の変更	届出のあった翌月から変更を行いません。 ※申し出がなく後日発覚した場合は遡及する場合があります。
2	世帯状況の変更 ※離婚・別居・婚姻（事実婚含む）等	
3	障がい者手帳等の取得 ※入所児童本人もしくは同一世帯員	
4	確定申告または マイナンバー届出書や課税証明書の提出	当初の算定月に遡って変更を行いません。

※その他、基準額表や軽減措置については、P46をご参照ください。

# 合志市認可保育施設一覧 (R4.10.1時点)

施設の見学については直接施設にお問い合わせください

## 保育所

施設名	住所	電話番号	F A X	定員
竹迫みのり保育園	竹迫1793	248-1944	248-8608	90
合志中部保育園	豊岡311-1	248-0080	248-0528	100
南部保育園	豊岡2221-2	248-1463	248-1484	100
栄保育園	栄2355-4	248-3379	248-3380	90
こひつじ保育園	幾久富1866-858	248-3357	248-3972	120
すずかけ台保育園	豊岡2000-699	248-4532	248-4582	110
西合志南保育園	須屋1085-3	344-6489	344-6501	100
愛泉保育園	合生3937	242-0789	242-5192	70
西合志中央保育園	御代志1619-3	242-0055	242-0074	150
あいあい保育園	野々島5678-6	242-0458	242-0464	130
西合志東保育園	須屋1483-5	242-3722	242-3816	160
白百合保育園	須屋147-1	348-0169	348-0245	120
さくらんぼ保育園	御代志713-13	242-5739	335-7200	100
ひかりの丘保育園	豊岡2000-105	248-4008	202-2639	120
はあもにい保育園	豊岡2000-194	247-2230	247-2234	70
こうしおんがく保育園	幾久富1906-7	348-3020	348-6222	90
このみ坂保育園	須屋2273-2	247-6630	247-6631	90
杉並台保育園	幾久富1656-485	274-2727	274-0555	50
ひかりの子保育園	豊岡1318-1	249-2100	249-2111	90
かえでの森こども園	御代志1693-3(菊池恵楓園内)	245-7765	245-7981	90
百合ヶ丘保育園	須屋494-1	342-5239	342-5227	90
クローバー保育園	野々島5458-1	288-2514	288-2544	90
さくらんぼ第二保育園	須屋2887-1	242-5611	242-5622	90

## 認定こども園

施設名	住所	電話番号	F A X	定員 (保育部門)	定員 (教育部門)
合志こども園	幾久富1647-96	247-1166	247-1167	60	15
リズム幼稚園	須屋2070-13	344-0328	344-0361	80	120
六華こども園	野々島5099-2	242-0896	242-6815	120	60

## 地域型保育事業所

施設名	住所	電話番号	F A X	定員
はっぴいの園	須屋297-15	344-5766	344-5766	12
ひかり園	幾久富1909-1456-2	248-8652	248-8652	12
ぽっぽ保育室 須屋	須屋1121-1	345-5443	345-5443	19
さくらんぼ保育室	須屋1627-30	327-9437	335-7200 (さくらんぼ保育園)	10
たんぽぽ	栄2127-95	248-6555	248-6555	5